

令和5年9月29日

お客さま各位



インボイス制度における当金庫の対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されることに伴い、当金庫は以下の通り対応いたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者番号

登録番号	T9320005007108
氏名又は名称	日田信用金庫
登録年月日	令和5年10月1日
本店又は主たる事務所の所在地	大分県日田市中本町3番20号

2. 当金庫のインボイス発行について

ア)店頭窓口等でお支払いいただく手数料(例:両替手数料、振込手数料、融資関連手数料等)

→インボイス制度に対応した領収書等を発行いたします。

イ)自動引落でお支払いいただく手数料のうち、貸金庫手数料、夜間金庫手数料、集配金手数料

→インボイス制度に対応した領収書等を発行いたします。

ウ)自動引落等でお支払いいただく手数料のうち、上記のイ)以外

(例:インターネットバンキング利用料、でんさい基本料、残高証明書発行料等)

→交付をご希望されるお客様には、窓口にて「インボイス管理票」を交付いたします。

また、郵送による定期的な交付も可能です。

※なお、交付に際しては依頼書の記入が必要ですので、営業店窓口又は担当者にお問い合わせください。

・ATMおよび自動両替機でのお取引について

→ATMおよび自動両替機でのお取引については、発生する手数料が原則3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当することから、ATMおよび自動両替機から出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイスの発行はいたしませんので、ご了承ください。

以上